

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報システム課
委 託 業 務 名	大津市ポイント連携プラットフォーム構築業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	健康に関する事業等に対し大津市ポイントを発行し、貯まったポイントを自治体マイナポイントや本市の特産品と交換するための連携プラットフォームを構築する。
契 約 期 間	令和4年9月1日 から 令和5年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和4年9月1日
契 約 金 額	9,900,000 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 [名 称] 富士通 Japan 株式会社 京都支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市ポイント連携プラットフォーム構築業務審査採点基準に基づき、各審査委員が採点した結果、提案事業者が1社であり、基準点を上回り、かつ失格要項に該当しなかったため、当該業者を受託候補者として決定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。